

学校開放利用団体代表者 各位

佐倉市教育委員会

## 注意事項を必ず守り、学校及び近隣住民に 配慮したご利用をお願いします。

- 下記の注意事項について、利用者全員に周知してください。  
交流会や大会など、他団体を招待する時なども、当該他団体にも周知してください。
- 施設利用状況について近隣のかたなどからご意見が寄せられています。  
遵守いただけない場合、利用の許可をしない場合があります。

**※学校施設の開放は、学校や地域のみなさまのご理解のもと実施**

**しておりますので、利用される方全員の適正なご利用をお願いします。**

ホームページも併せてご確認ください→



### ★利用時間について

- 校庭・体育館どちらについても、許可された開放時間内での利用を厳守してください。（特に早朝や夜間の敷地内への侵入は学校や近隣への迷惑となりますのでやめてください。）
- 許可された内容で活動してください。適正なご利用をお願いします。

施設	開放する日	開放する時間
校庭	土・日曜日、休日 長期休業日	3月から10月まで： <b>午前9時から午後5時まで</b>
		11月から翌年2月まで： <b>午前9時から午後4時まで</b>
体育館	土・日曜日、休日 長期休業日	<b>午前9時から午後9時まで</b>
	平日	<b>午後5時から午後9時まで</b>

### ★喫煙について

- 学校敷地内はすべて禁煙です（電子タバコも不可です。）。
- 校内で喫煙されているとの苦情が来ております。  
学校敷地周囲（校門付近など）での喫煙も極力ご遠慮ください。

※裏面もあります

### ★駐車場利用について

- 路上駐車は厳に慎んでください。
- 駐車場所は限られていますので、駐車台数を減らすよう心掛けてください。
- 駐車場は静かに利用し、施設利用後は、速やかにお帰りください。
- アイドリングストップをお願いします。  
※千葉県環境保全条例第56条の6で義務付けられています。

### ★音の配慮について

- 子どもへの指導時における声の大きさ、ホイッスルなどは、近隣に配慮して行なってください。
- 駐車場や路上において、長時間にわたるお話はご遠慮ください。
- 住宅地に近接している学校においては、土・日・祝日の午前中・夜間などを利用される際は、特に配慮をお願いします。

### ★その他

- 利用に際して、**必ず監督者としての成人が参加**してください。
- グラウンドへの自動車・バイク・自転車の乗り入れは禁止です。
- 敷地内へ、犬・猫等のペットを連れてこないでください。
- 許可された場所以外の立ち入りは禁止です。
- 施設利用後は必ず清掃し、ごみは必ず持ち帰ってください。
- 施設や設備の破損には十分にご注意いただきますとともに、施設や設備を破損してしまった場合、その程度を問わず速やかに学校に報告するとともに、責任をもって弁償、修理してください。
- トイレ・水栓などを利用する際は、照明の消し忘れ、蛇口の閉め忘れがないようにしてください。
- 極力節電に努めることとし、利用していない施設や場所においては、電灯等をOFFにしてください。
- 交流会や大会などで、多くの方が来校される場合などは、必ず事前に学校に連絡し、実施方法等について学校と協議してください。  
また、トイレトペーパーの持ち寄りにご協力ください。
- 団体の活動内容や利用状況について、疑義が生じた場合には、実地調査や聞き取り調査をさせていただくこともあります。適正なご利用をお願いします。

年度内初めての利用となる場合は、以下の書類を利用を希望する学校へ提出してください。

なお、申請書類等に不備がある場合は、許可をしない場合があります。

① 宣誓書

② 団体登録書（2部）※会則等がある場合は添付してください。

問い合わせ先

佐倉市教育委員会教育部 社会教育課

TEL 043-484-6189